

令和4年4月に向けた待機児童数に含めない項目の追加について

令和3年度4月までに待機児童を解消すべく認可保育所を新設する等保育枠の確保に努めてきた結果、令和3年度4月の待機児童が12名となりました。待機児童カウント方法について現状の整理と、令和4年度に待機児童数に含めない項目を新たに追加します。

表 カウント方法と多摩市が採用している内容

大項目	小項目	令和3年度まで	令和4年度から
育児休業中の者	育児休業中の保護者について、入園できたときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができない場合には、待機児童に含めない。	○	○
特定の保育所等のみ希望している者	一園のみ希望している	○	○
	立地条件が登園するのに無理がない（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園可能等）	×	○
地方単独保育施策を利用している者	地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの）を対象とする。	○	○
求職活動を休止している者	保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることを確認する。	×	○

今後の予定

【令和3年度】

9月 「令和4年度入所のしおり」に、待機児童カウント方法の説明文を掲載

1月末 入所結果通知（保留）にカウント方法について明記する

【令和4年度】

4月 新たなカウント方法にて待機児童数を都へ報告